

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	児童ポルノ規制・サイトブロッキング
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現行の児童ポルノ規制法により、「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの」という非常に曖昧な第2条第3項第3号の規定によって定義されるものも含め、児童ポルノの提供及び提供目的の所持まで規制されています。最近では、2009年4月に、アフィリエイト広告代理店社長が児童ポルノ規制法違反幫助容疑で送検され、2009年5月に、児童ポルノサイトへのリンクを張ることについて、児童ポルノ公然陳列幫助容疑で2名が送検され</p> <p>(http://www.j-cast.com/2007/05/09007471.html <http://www.j-cast.com/2007/05/09007471.html>、 http://internet.watch.impress.co.jp/cda/news/2007/05/09/15641.html <http://internet.watch.impress.co.jp/cda/news/2007/05/09/15641.html>)、2009年6月には、女子高生の水着を撮影したDVDを児童ポルノとして製造容疑でビデオ販売会社社長他が逮捕されるなど</p> <p>(http://www.47news.jp/CN/200907/CN2009071901000294.html <http://www.47news.jp/CN/200907/CN2009071901000294.html>)、警察による法律の拡大解釈・恣意的運用は止まるところを知らず、現行法の運用においてすら、インターネット利用の全てが極めて危険な状態に置かれています。</p> <p>さらに与党である自民党と公明党は、児童ポルノ規制法の規制強化を企て、「自身の性的好奇心を満たす目的で」という主観的要件のみで児童ポルノの所持を禁止する、いわゆる単純所持規制を含む法改正案を第171回国会に提出し、民主党はやはり危険な反復取得罪を含む法改正案を提出し、国会で審議が行われていました。第171回国会の解散によって、これらの改正法案は一旦廃案となったが、自民公明両党によって再提出され、今なお継続審議とされているのであり、インターネットにおけるあらゆる情報利用を危険極まりないものとする法改正の検討が今後も続けられかねないという危うい状態にあることには変わりはないでしょう。</p> <p>2009年6月には、警察庁、総務省などの規制官庁が絡む形で、検閲にしかなりようがないサイトブロッキングを検討する児童ポルノ流通防止協議会が発足し、この協議会で児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体運用ガイドラインが作られ、さらに、警察庁からアドレスリスト作成管理団体の公募が行われ、2010年7月には、内閣府の児童ポルノ排除対策ワーキングチームと犯罪対策閣僚会議によって、2010年度中にサイトブロッキングを自主規制として導入するという目標を含む児童ポルノ排除総合対策がとりまとめられています。</p> <p>①単純所持規制及び創作物規制について 閲覧とダウンロードと取得と所持の区別がつかないインターネットにおいて、例えば児童ポルノにせよ、情報の単純所持や取得の規制は有害無益か</p>

つ危険なもので、憲法及び条約に規定されている「知る権利」を不当に害するものです。「自身の性的好奇心を満たす目的で」、積極的あるいは意図的に画像を得た場合であるなどの限定を加えるなど、他人の判断だけで犯罪者にする事ができ、このような情報の単純所持や取得の規制の危険性は回避不能であり、思想の自由や罪刑法定主義にも反するモノです。インターネットで2回以上他人にダウンロードを行わせること等は技術的に極めて容易であり、取得の回数の限定も、何ら危険性を減らすものではないこととはご存知のはずです。実際にアメリカやイギリス等、規制をしている諸外国では冤罪被害者が出ているのが現状です。それと「単純所持を禁止していない」と日本が世界で非難されていると言いますが、単純所持規制国アメリカでは日本の18倍、カナダでは43倍、イギリスでは7倍と単純所持を規制している国では性犯罪が日本よりも遥かに多いことが調べると分かります。更にイギリスの例ですが「単純所持禁止」の1978年から強姦・誘拐件数が急増していると言うことです。

アニメ・漫画・ゲーム（創作物）などの架空の表現に対する規制対象の拡大も議論されているが、このような対象の拡大は、児童保護という当初の法目的を大きく逸脱することに他ならないことです。アニメ・漫画・ゲーム（創作物）などの架空の表現において、いくら過激な表現がなされていようと、それが現実の児童被害と関係があるとする客観的・科学的な証拠は何一つありません（東京都では実在する人間の「声」を有害情報とする、「非実在青少年」等という造語で架空のキャラクターが青少年であるかの様な印象操作をしていた）。実際の被害者の存在しない創作物・表現に対する規制は何をもっても正当化され得ないものです。民主主義の最重要の基礎である表現の自由や言論の自由、思想の自由等々の最も基本的な精神的自由そのものを危うくすることは絶対に許されないことは言われずとも分かることでしょう。

単純所持規制にせよ、創作物規制にせよ、両方とも1999年当時の児童ポルノ法制定時に大議論の末に除外された規制であり、規制推進派が何と言おうと、これらの規制を正当化するに足る立法事実の変化はいまだに何一つありません。そして「漫画アニメ等メディアが性犯罪を誘引する」という理論は、既に世界中の学会において誤りであるという結論がなされており、脳神経学会も犯罪誘引説を明確に否定しています。また、日本図書連盟や法務省も「犯罪を誘引するというデータは無い」と明確に否定しています。さらに「暴力的ビデオゲームはほとんどの子供には無害」と外国の研究者

(<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/1006/10/news050.html>) が発表しています。

②サイトブロッキングについて

関係ないサイトまで遮断されるという「オーバーブロッキング」の問題は、現在の技術力では防げません。警察などが提供するサイト情報に基づき、統計情報のみしか公表しない不透明なリスト作成管理団体等を介し、

児童ポルノアドレスリストの作成が行われ、そのリストに基づいて、インターネット・サービス・プロバイダー、検索サービス事業者あるいはフィルタリング事業者がブロック等を行うことは、実質的な検閲に他ならず、決して行われてはならないこととあります。国内の児童ポルノ画像に関しては、現行法でもアップロードを取り締まれば対処は可能のはずですが（遮断対象は国外アドレスのみにすべき）。また「児童ポルノ画像が国内に氾濫している」「日本が“児童ポルノ大国”と非難されている」といいますが、イタリアの調査団体によると日本の児ポサイト数は世界で12位、1位のドイツの2139数と比べて日本はたったの6数、しかも殆ど外国人がレンタルしてたそうです。この情報だけでも日本が「児童ポルノ大国」というのは嘘の報道だと言うことがわかります。さらにテレフォナルコバレーノの調査によれば「日本国内の児童ポルノサイト」は年々減少傾向にあるということです。

ポルノワーキングチームや犯罪閣僚会議といった官主導の会議で専門家の意見も聞かず、実質的な検閲に他ならないブロックの導入方針を決めるなど、異常極まりないこととあります。政府には閣議決定等により危険かつ有害無益な規制強化の方針決定の撤回を行うべきでしょう。

政府は、児童ポルノを対象とするものにせよ、いかなる種類のものであれ、情報の単純所持・取得規制・ブロックは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わないこととし、前国会のような危険な法改正案が2度と与野党から提出されることが無いようにするべきであります。

違法コピー対策問題における権利者団体の主張、児童ポルノ法規制強化問題・有害サイト規制問題における自称良識派団体（日本ユニセフ協会・ECPAT/ストップ子ども買春の会）の主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識な方々ばかりであります。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むべきであります。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロックのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むべきです。

③国際動向について

児童ポルノの閲覧の犯罪化と創作物の規制まで求める「子どもと青少年の性的搾取に反対する世界会議」の全く根拠のない異常宣言を国際動向として一方的に取り上げ、児童ポルノ規制の強化を正当化することなどあってはならないこととあります。児童ポルノ規制に関しては、外国ではすでにオーバーブロック（過剰な情報規制）が頻発していて、政治を批判

する書籍や HP が、ポルノだと指定されて閲覧禁止になり（その本にはポルノ表現はまったく入っていなかった）、ドイツでもオーバブロックや検閲の危険性から事実上の廃止になっています。フィンランドでも児童ポルノを含まない検閲批判サイトまでブロックすることは法を逸脱しているのではないかと問題になり、リストに含まれる 1047 のサイトを精査したところ、28 のサイトは違法か合法か判断が難しく、46 のサイトは創作性の認められる児童をモデルとした作品、残り 879 サイトは合法コンテンツのみでした。スウェーデンでも警察の恣意的運用が問題を引き起こしているようで、児童ポルノサイトの冤罪をきせてブロックしています。イギリスでは Wikipedia もアクセス禁止という情報遮断が始まったようです。アメリカでも 400 の児童ポルノサイトの為に 120 万の関係ないサイトが遮断され、州法で 2004 年に違憲判決が出ていることをご存知でしょうか。アメリカだけを取り上げても、F B I が偽リンクによる囹捜査を実行し、偽リンクをクリックした者が児童ポルノがダウンロードしようとしたということと逮捕、有罪にされるという恣意的運用の極みをやっていること

（ http://gigazine.net/index.php?/news/comments/20080323_fbi_fake_hyperlink/

<http://gigazine.net/index.php?/news/comments/20080323_fbi_fake_hyperlink/> ）、単なる授乳写真が児童ポルノに当たるとして裁判になり、平和だった一家が完全に崩壊していること

（<http://suzacu.blog42.fc2.com/blog-entry-52.html>

<<http://suzacu.blog42.fc2.com/blog-entry-52.html>> 参照）、日本のアダルトコミックを所持していたとして、児童の性的虐待を何ら行ったことも無く、考えたことも無い単なる漫画のコレクターが司法取引で有罪とされている

（<http://wiredvision.jp/news/200905/2009052923.html>

<<http://wiredvision.jp/news/200905/2009052923.html>> ）などの、極悪かつ非人道的な例が知られている。単純所持規制を導入している西洋キリスト教諸国で行われていることは、中世さながらの検閲と魔女狩りであって、このような極悪非道に倣わなければならない理由は全く無いことです。

しかし、欧米においても、情報の単純所持規制やサイトブロッキングの危険性に対する認識はネットを中心に高まって来ており、アメリカにおいても、2009年1月に連邦最高裁で児童オンライン保護法が違憲として完全に否定され、2009年2月に連邦控訴裁でカリフォルニア州のゲーム規制法が違憲として否定されていることや、2009年のドイツ国会への児童ポルノサイトブロッキング反対電子請願

（<https://epetitionen.bundestag.de/index.php?action=petition;sa=details;petition=3860>

<<https://epetitionen.bundestag.de/index.php?action=petition;sa=details;petition=3860>> ）に13万筆を超える数の署名が集まったこと、ドイツにおいても児童ポルノサイトブロッキング法は検閲法と批判され、既に憲法裁判が提起され

（<http://www.netzeitung.de/politik/deutschland/1393679.html>

<<http://www.netzeitung.de/politik/deutschland/1393679.html>>) 去年与党に入ったドイツ自由民主党の働きかけで、法施行が見送られ、ドイツは政府としてブロッキング撤廃の方針を打ち出し、欧州レベルでのブロッキング導入にも反対していること

(<http://www.welt.de/die-welt/vermischtes/article6531961/Loeschung-von-Kinderpornografie-im-Netz.html>

<<http://www.welt.de/die-welt/vermischtes/article6531961/Loeschung-von-Kinderpornografie-im-Netz.html>> 、

<http://www.zeit.de/newsticker/2010/3/29/iptc-bdt-20100328-736-24360866xml>

<<http://www.zeit.de/newsticker/2010/3/29/iptc-bdt-20100328-736-24360866xml>>) なども注目されるべきことです。スイスにおいて最近発表された調査でも、2002年に児童ポルノ所持で捕まった者の追跡調査を行っているが、実際に過去に性的虐待を行っていたのは1%、6年間の追跡調査で実際に性的虐待を行ったものも1%に過ぎず、児童ポルノ所持はそれだけでは、性的虐待のリスクファクターとはならないと結論づけており、児童ポルノの単純所持規制の根拠は完全に否定されているのであります

(<http://www.biomedcentral.com/1471-244X/9/43/abstract>

<<http://www.biomedcentral.com/1471-244X/9/43/abstract>>)。欧州連合において、インターネットへのアクセスを情報の自由に関する基本的な権利として位置づける動きがあることも見逃されるべき事ではないはずです

(<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/09/491&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

<<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/09/491&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>>)。政府・与党内の検討においては、このような国際動向もきちんと取り上げるべきであり、一方的な見方で国際動向を決めつけることなどあってはならないことです。

かえって、児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった非人道的な規制を導入している諸国は即刻このような規制を廃止するべきと、最も根本的なプライバシーに属し、何ら実害を生み得ない個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること自体、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の国際的かつ一般的に認められている基本的な権利からあってはならないことであるはずだと、日本政府から国際的な場において各国に積極的に働きかけるべきであります。

④児童ポルノ排除対策ワーキングチームについて

児童ポルノ排除対策ワーキングチームが「児童ポルノサイトブロッキング」に対する、第2回議事次第と配布資料・パブリックコメントが公開されました。しかし「児童ポルノサイトブロッキング」パブリックコメントの内容は、改竄と言っていい内容でした。「児童ポルノサイトブロッキング」パブリックコメントは3割賛成・7割反対でほぼ反対意見しかなかったのに対して、「資料3 意見募集結果概要」で、省庁が新聞記事を引用し、単純

	<p>所持禁止をアピールするという暴挙をやらかしたことです。日弁連と日本ユニセフでは、同じ「単純所持禁止」でもまったく違います。日弁連は所持規制に関する犯罪化に反対しただけでなく、「定義についても明確かつ限定的にすべき」と今年の 2 月にホームページで公開した声明文で言及しています。もう一度「中立性」だけでなく、1316 件の意見のパブリックコメントを全て見直しそれを参考に再構築すべきです。</p> <p>このワーキングチームあるいはグループは議事録、議事の進め方、対策のとりまとめ方等あらゆる点で不透明であり、このような問題だらけのワーキングチームで表現の自由を含む国民の基本的権利に関わる重大な検討が進められることなど論外であります。このような検討しかなし得ない出来レースの密室政策談合ワーキングチーム・ワーキンググループは即刻解散することを強く望みます。</p> <p>このワーキングチームは即刻解散するべきであるが、さらに今後児童ポルノ規制について何かしらの検討を行うのであれば、その検討会は下位グループまで含めて全て開催の度数日以内に速やかに議事録を公表する、一方的かつ身勝手に危険な規制強化を求める自称良識派団体代表（日本ユニセフ協会・ECPAT/ストップ子ども買春の会等）だけで無く、表現の自由に関する問題に詳しい情報法・憲法の専門家、児童ポルノ法の実務に携わりその本当の問題点を熟知している法律家、規制強化に慎重あるいは反対の意見を有する弁護士等も呼ぶ、危険な規制強化の結論ありきで報告書をまとめる前にきちんとパブコメを少なくとも 1 月程度の募集期間を設けて取る、提出されたパブコメは概要のみではなく全文を公開するなど、児童ポルノ規制の本当の問題点を把握した上で検討が進められるようにすべきでしょう。</p>
<p>3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>児童ポルノ規制法（児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法</p>
<p>4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 違憲のそしりを免れない現行の児童ポルノ規制法について、速やかに児童ポルノの定義の厳格化のみの法改正を行うこと。 ・ 児童ポルノを対象とするものにせよ、いかなる種類のものであれ、情報の単純所持・取得規制・ブロッキングは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わないことと閣議決定すること。 ・ 憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権 B 規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むこと、及び、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討

	<p>すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった非人道的な規制を導入している諸国は即刻このような規制を廃止するべきと、最も根本的なプライバシーに属し、何ら実害を生み得ない個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること自体、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の国際的かつ一般的に認められている基本的な権利からあってはならないことであると、先進国でも最も犯罪（性犯罪を含む）日本政府から国際的な場において各国に積極的に働きかけること。・児童ポルノ流通防止協議会、内閣府の児童ポルノ対策ワーキングチーム等を解散し、サイトブロッキングの導入に関する検討を完全に停止すること。
--	---